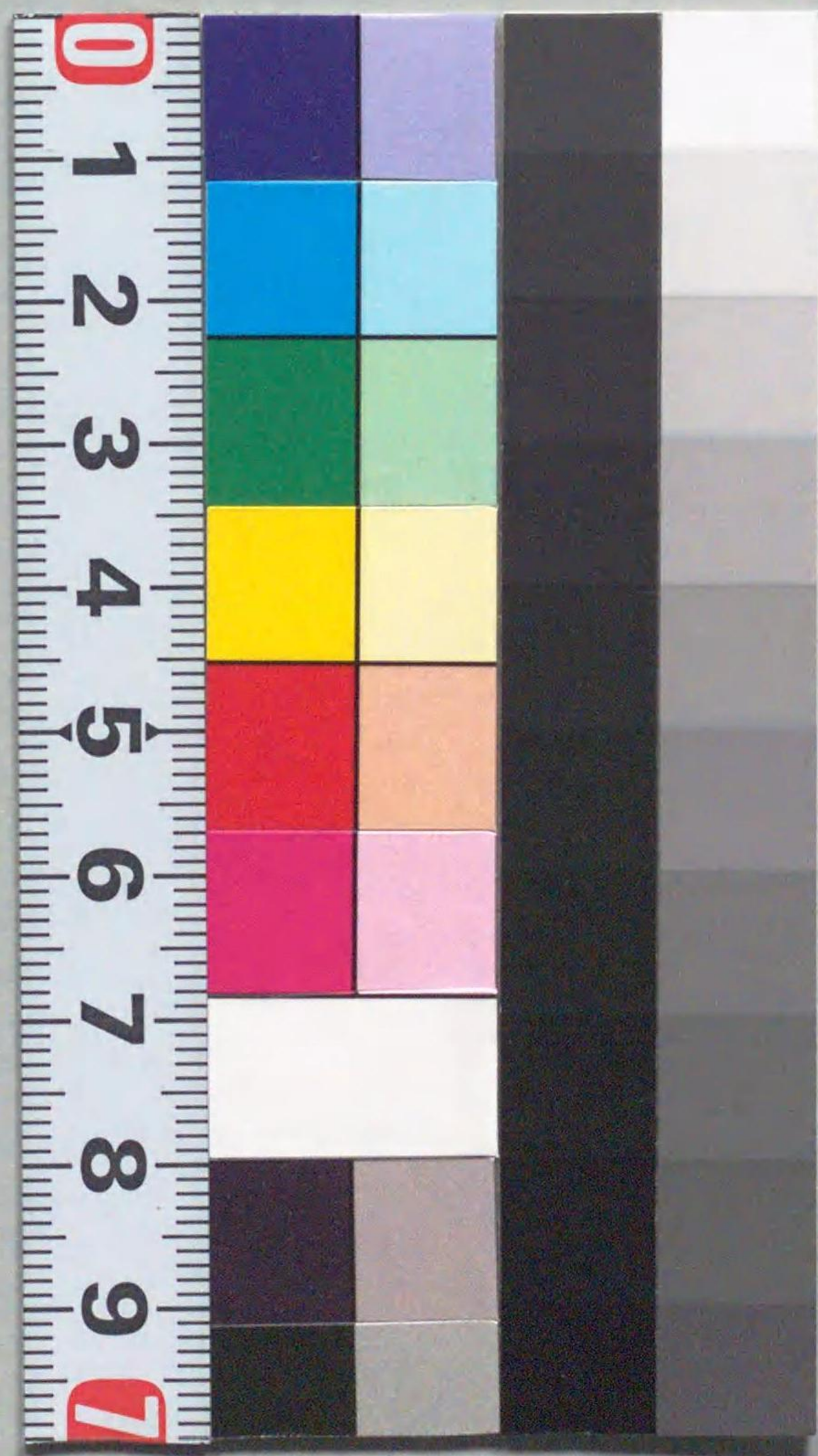


前田本方丈記解説

914

h



91442 h i

# 前田本方丈記解説

前田侯爵家藏古寫本方丈記は、縦横とも五寸一分の榊形胡蝶装の冊

子である。表紙は濃き鼠色の緞子で、流水に水鳥を配した文様がある。

この表紙の左上隅に「方丈記」と墨書せる雲紙の題簽を押す。但しこの

題簽はごく最近押されたものであるが、表紙はもとから存したものが、

この題簽を施す時に作られたものか不詳である。この本の古い包紙

に「筆者不知 外題もなし 書出ゆくかはの終こよひむなしく云々 明

治十五年二月九日 立合人横山政和 横山隆淑」とあるによつて、題簽の

押されたのは明治十五年以後なることが分る。

本書の見返は楮紙で、金銀の雲形文様に同じく箔を散らしてある。

本文の料紙も、楮紙で、すべて四十葉から成る。本文は第一丁表一行に



216484

はじまり、第三十六丁表八行で終り、ついで白紙二面を隔てて、第三十七丁裏から第四十丁裏にわたり、七面に今様の詞章を書す。この料紙は厚く強靱であるが、これは最近修理の加へられた際、料紙の表と裏とを剥ぎ、その中に別の紙を入れ、再び表と裏とをはりつけたからである。

本文には大體に於て虫損はない。ただ水のためと考へられるしみのあとが少くない。ことに第二折の末(十八丁裏)、第三折の初(十九丁表)は、紙面の磨滅すること甚しく、読み得ざる文字が少くない。又第三折の末(三十丁裏)の一行、第四折の初(三十一丁表)の一行等にも、汚損が甚しい。第四折の中には、中央やや左寄下部に圓形のしみが生じ、末尾に近づくに從つて甚しくなつてゐる。そして今様の書かれた部分、就中「草露のいのちを云々」以下の詞章には、読み得ない文字が少くない。ことに末尾の一葉裏面にそれが最も甚しい。

本書の筆者は不明である。書寫年代については、世に室町時代の初期若しくは中期との推定説が行はれてゐるが、果してさうであらうか。

本文の書風を見るに、世に爲家流と稱する筆蹟の風に近似したものがあり、今様の部分には吉野時代の筆蹟に見られる特色が存するやうに思はれる。もし後者を吉野時代の加筆とするならば、前者は鎌倉時代末期もしくはそれ以前の書寫と見るのが妥當であるやうに考へられる。或はもと別に鎌倉中期頃の書寫にかかる古寫本があり、本文の部分はその書本を忠實に臨模したために古き時代の書風をとどめ、今様の部分はその必要なく自由に書寫者自身の書風をあらはしたためにあたかも筆者を異にするが如く見えるのであつて、實は二者とも同一人の書寫にかかるものであらうといふやうに考へられないこともない。しかし、恐らくさうではなく、筆者は元來別人であるとするのが穩當であらう。

本書には卷頭及び卷尾に朱印がある。前者は篆文二字の中、一字は「長」とよまれるが、他の一字は不明である。後者は「紫雲」の如く見えるけれど、なほ後考をまつ。

方丈記は周知の如く鴨長明が日野山に閑居して執筆せる感想録である。その内容はあまりに有名であるから贅言を要しない。本書の異本は甚だ多く、今日までそれ等についてなされた研究及び報告は少くない。今小川壽一氏の分類に従へば、先づその内容の分量によつて廣本と略本とに二大別するを得べく、更にその文字の様式によつて假名本と眞字本とに二分することを得。しかして廣本の假名本は、更にこれを古本と流布本とに細別することが出来るし、略本の假名本は、奥書の年代によつて鎌倉時代寫本、長享本、延徳本の三種に細別することが出来る。今右の分類に基いて、從來世に知られてゐる諸本に、この解説の筆者の眼にふれた本を加へて、次に表示して見よう。

## (一)廣本

## 一 假名本

## イ 古本

- 1 大福光寺藏本
- 2 前田侯爵家藏本
- 3 山田孝雄氏藏本
- 4 土肥慶藏氏藏本
- 5 吉澤義則氏藏本
- 6 小川壽一氏藏本
- 7 三條公爵家藏本
- 8 三條西伯爵家藏本
- 9 佐佐木信綱氏藏本
- 10 名古屋圖書館藏本(鈴木朗舊藏)

## ロ 流布本

- 1 嵯峨本(A 大和綴本 B 袋綴本)
- 2 木版古活字本

3 正保四年版本(A 初印本 B 無刊記本 C 勝村治右衛門版行本)

4 扶桑拾葉集所收本

5 群書類從所收本

二眞名本

その本文方丈記訶説に散見するのみ。現存本は未だ知られない。

(二)略本

一假名本

イ 鎌倉寫本(最簡略本)小川壽一氏藏

ロ 長享本

1 東京帝國大學國文學研究室藏本(森洽藏氏舊藏)

2 彰考館藏本

3 三條西伯爵家藏本

4 吉澤義則氏藏本

5 中原武次氏藏本

6 小川壽一氏藏本

7 同 一本

8 東京帝國大學附屬圖書館藏本

ハ 延徳本

1 東京帝國大學國語研究室舊藏本

2 小川壽一氏藏本

3 藤森花影氏藏本(石田元季氏影寫)

方丈記の現存諸本は、大體右のやうに分類することが出来る。右の異本の中、何れが長明自作の原本に近いかといふ事に關しては、略本を以て原本に近いものと見る説が古くから行はれたが、最近では廣本が原本に近いと見る説と、廣略本ともに長明の自作にかかるものであるとなす説とが有力になつて來てゐる。しかしながら、これ等の説のい

づれが正當であるかの判断は、現在までに知られてゐる事實のみを根據とするのでは恐らく至難であらう。

以上の如く、方丈記の諸本は非常に多いが、書寫年代の最も古いものは、大正十五年四月國寶に指定せられた大福光寺藏本である。この本は長明の生存年時を去ること四五十年も下らざるべき時代の書寫であると認められてゐる。しかししてその第二に位するものとしては、恐らくこの前田侯爵家藏本をあげなければなるまいと考へられるのである。

三

前述の如く、前田家本が鎌倉時代末期を下らざる時代に書寫せられたものであるとすれば、大福光寺本と共に現存諸本中最古の古寫本の一といふことが出来る。しかしして、この本が大福光寺本と同様に廣本に屬し、しかも古本系統に屬することは、或は古本系統が長明自作の原

本に近いといふことの一つの證となし得られるかに考へられる。しかし、具さに内容を檢するに、大福光寺本と一致せざる箇所も亦少くない。

大福光寺本は、古來長明自筆と傳へられたものであるが、その所傳の誤なることは、已に學界に認められた所である。前田本は大福光寺本の誤脱を補訂する上に、きはめて重要なる資料たることは云ふまでもない。例へば、

八 ウ その地ほとせはくて條里をわるとらすきたはやまにそひてたかくみなみはうみにちかくてくたれり。

十一 オ むなしく春かへしなつうふるいとなみのみありて。

十五 オ ひしりあまたかたらひてそのかうへのみゆることにひたいに誤字をかきて。

三十五 オ いま草庵を愛するもかとす。閑寂に着するもサハカリさはりなるへし。

右の・點を附した部分は、大福光寺本に脱落したものである。左傍に——を附したものは、同じく大福光寺本の誤れるものである。これ等の誤脱は、已に流布本によつて知られた所であるが、更に前田家本によつてその誤脱たることが確實に證明されるのである。

前田本と大福光寺本との間には、明かに大福光寺本の誤脱と目せられるものの外、相互に一致しない箇所が少くない。兩者の中、いづれが誤であるか不明のものの中、二三の例をあげると、

- 二 ウ 朝の日にかれぬ。
- 三 オ よひとよのうちにはちりはいとなりにき。
- 四 ウ まして其ほかいゑくかすをつくすにをよはす。
- 五 オ 六條わたりまていかめしくふく事待き。三四丁をかけてふきあくるあひたにその中にこもれる家とも。
- 七 オ すべてに數百さいにをよへり。
- 八 ウ かくやとおほえてなかくやうかはりて。

九 ウ いまうつりてすむ人は。

十 ウ 又養和のころかよひさしくなりてたしかにもおほえす。

十九 オ をのかみかなはずして權門のかたはらにおるはふかくよろこふ事あれとも。

二十三 オ くるまのちからをむくうほとには他の用途いらす。

三十 オ 身一をやとすにふそくなし。

三十五 ウ 山林にましはるはこゝろをしつめ道をおこなはんかためなり。しかあるをなんそすかたはひしりにてこゝろはにこりにしめり。

右の諸例の中・點を附した部分は、大福光寺本にないものであり、——線を附して右傍に片假名の文即ち大福光寺本の本文を記した部分は、兩者の相違するものであるが、そのいづれが誤つてゐるか、は明瞭でない。

次に、前田家本の本文にして、他の諸本と異り、しかもなほ前田家本に従ふべきではないかと思はれるものについて見よう。例へば

七 オ この京のはしめをきけは諸本この京のはしめをきける  
ことは

八 オ 西南海の領所をねかひて東きた國の庄園をこのます(諸本西南海の所領をねかひて東北の庄園をこのます)

八 ウ きたはやまにそひてたかくみなみはうみにちかくてく  
たれり(諸本北は山にそひてたかく南は海ちかくてくた  
れり)

十 ウ 養和のころかとよひさしくなりてたしかにもおほえす  
(諸本養和のころか久しくなりておほえす)

十三 ウ 十人かもちていてたるあたひなを一日かいのちにたに  
をよはす(諸本一人かもちていてたるあたひ猶一日か命  
にたにおよはす)

二十 オ 人をたのめは身他の有となり(諸本人をたのめは身他の  
有なり)

二十五 ウ かならず禁戒をまもるとしもなけれと(諸本必ず禁戒を  
まもるとしもなくとも)

三十一 オ たれをかやとしたれをかすへん(諸本たれをやとしたれ  
をかすゑん)

三十三 ウ むかしといまとをなそらふるはかりなり(諸本むかし今  
とをなそらふるはかりなり)

三十五 ウ すかたはひしりにて(諸本すかたはひしりにて。但シ  
大福光寺本ハ前田本ノ通り)

以上の諸例は、諸本の本文と前田家本の本文との相違するものの中、  
むしろ前田家本に従ふべきではないかと思はれるものである。

前田家本は右のやうに本文校訂の上にはきはめて重要な資料である  
が、中には誤脱と思はれるものもないことはない。例へば



五 オ たからをついやしころをなやますことはすくれて。  
五 ウ ふきはなちて四五町かほかにおき又かきをふきはらひ  
て。

九 ウ みやこの條理<sup>てふり</sup>たちまちにあらたまりて。

十一 オ あるひは春夏ひてりあるひは秋大かせおほ水など。

二十三 オ いまひえのやまのおくに。

二十三 ウ みなみに竹の<sup>ナシ</sup>つり<sup>すのこせしき</sup>たなをしてそのにしにあかたなをつ  
くれりきたによりて障子をへたてて阿彌陀のゑさうを  
あんちし。

三十一 オ ともなふへき人もなくたのむへきやつこもなし。

右の中・點を附した部分は前田家本に脱落した部分であり、左傍に  
——線を附した部分は諸本と異なる部分である。

なほ前田家本には、大福光寺本と一致しながら諸本と異り、しかも諸  
本の方が正しいのではなからうかと思はれるものが稀れに存する。

例へば

二 ウ ものゝころをしれりしよりよそちあまり<sup>(諸本もの  
心をしれりしよりこのかたよそちあまり)</sup>

六 ウ ひつしのかたへ<sup>(諸本ひつしさるのかたへ)</sup>

八 オ 領所<sup>(諸本所領)</sup>

十二 ウ 人みな下意し死にければ<sup>(大福光寺本人ミナケイシヌレ  
ハ 諸本やみ死ぬれば)</sup>

二十七 ウ せみうたのおきな<sup>(諸本せみまるのおきな)</sup>

右は諸本の方が正しいとは思はれるけれども、なほ吟味を要する部  
分である。これ等は、最古の古寫本たる大福光寺本と前田家本とが一  
致して諸本と異なる點に於て、方丈記本文批判の上に重要な資料を提供  
するものと云へるのである。

本書の卷末には次のやうに今様の詞章を書す。

三十七ウ

おもへはこの世は程もなし

1

榮花はみな是春の夢

2

名利のこゝろをいとひつゝ

3

一心に彌陀を念すへし

4

三十八オ

風葉のすかたを觀すれば

5

秋のはやしに鹿そすむ

6

草露のいのちをかなしめは

7

野原のよもきに月すめり

8

三十八ウ

たとひ千秋をくるとも

9

歲月程なくすきやすし

10

いはむや老少不定なり

11

いつをいつとかたのむへき

12

三十九オ

時光程なくうつりきて

13

五更のそらにそ成にける

14

念々無常のわかいのち

15

いつか死王にをかされん

16

三十九ウ

長夜のねふりひとりさめ

17

五更に夢おとろきて

18

しつかにこの世を觀すれば

19

わつかに刹那のほとそかし

20

四十オ

人天有爲の樂は

21

雷光朝露のことく也  
須臾に三途に歸なは  
長時の告いかかせむ  
24 23 22

四十ウ

□<sup>(不明)</sup>日もいたつらに暮き  
25

ふしておほくの夢を見る  
26

こよひむなしくあけなは  
27

おきて何をかいとなま<sup>(不明)</sup>□  
28

右の今様の詞章は何に由來するのであるか不詳である。しかし中には空也上人和讃(國文東方佛教叢書第八卷所收)に一致又は類似したものがある。それは三十九ウの17 18 19 20 三十九オの13 14 15 16 四十ウの25 26 27 28 四十オの21 22 23 24である。今その部分を空也和讃について示すと次のやうである。

長夜のねむりは獨さめ



五更のゆめにて驚きて

靜にこの世を觀すれば

僅に刹那の程ぞかし

時候程なく移り來て

五更の空にぞ成にける

念々無常のわがいのち

いつか生死に落されん

昨日も徒らくれすぎで

臥して多くの夢を見る

今夜むなしく明ぬれば

起きて何をか營まん

(中略)

人天有爲のたのしみは

電光朝露のごとくなり

須臾三途にかへりなば  
長時の苦しみ如何せん

空也和讃とこの今様との間には右傍に・點を附した箇所やうな相違がある。又順序も前後してゐて同一でないものもあつて、兩者の關係は明瞭を缺く。次に歡喜踊躍和讃(日本歌謡集成卷四所收)の中にも三十七ウの123に類似した文句がある。即ち

思へば浮世は程もなし

榮花は皆これ春の夢

名利の心をとどめて

いそいで浄土を願ふべし

とあるのがこれである。又淨業和讃卷中(日本歌謡集成卷四所收)に

(前略)

時光遷流轉

五更ノ天トナリニケリ

無常念々至

ツネニ死王ト居ストカヤ

とあるのは、三十九オの13 14 15 16に近似してゐる。又淨業和讃卷下に

(前略)

人天有爲ノタノシミハ

電光朝露ノゴトクナリ

須臾ニ三途ニカヘリナバ

長時ノクルシミイカガセム

(中略)

長夜ノネブリヒトリサメ

五更ニイメオドロキテ

シヅカニコノヨヲ觀ズレバ

ワヅカニ刹那ノホドゾカシ

とあるのも四十オの21 22 23 24 三十九ウの17 18 19 20に類似するもの

である。又わづか一句ではあるが、同卷下にも「一心ニ彌陀ヲ念ズベシ」なる句即ち三十七ウの4と同一の句がある。

本書記載の今様と前記和讃との関係は不明である。しかし、前にものべたやうにこの今様の書かれた時代は、吉野時代を下るとは思はれない。周知の如く方丈記の流布本には、その卷末に「月影は入る山のはもつらかりきたえぬ光はみるよしもがな」といふ歌があるが、この歌は新勅撰和歌集卷第十釋教歌に「十二光佛の心をよみ侍りけるに不斷光佛」なる詞書を有する源季廣の歌である。しかして季廣は長明と同時代の人である。このやうに長明が同時代の人を歌を卷末に記すといふことは不審であつて、これを根據として方丈記は長明の作にあらずとなす説も生じたのである。しかし、方丈記の最古の寫本たる大福光寺本にも前田家本にも、流布本の卷末のみにある「月影の云々」の歌は見えない。この歌は必ずや後人の追記に係るものなるべきこと、なほこの今様の場合の如きである。右のやうな意味よりして、この今様は方

丈記偽作説の根據を覆す反證の一となすことが出来るであらうと思はれる。

今回複製された本は、前田家藏の原本の面影をあらゆる方面から忠實に再現しようとしてつとめたもの、我々はこの複製本の刊行が、近年頃に隆盛となつた長明及び方丈記研究に貢献することの大なるべきを信じて疑はない。

昭和十三年五月



此書は、  
明治二十九年、  
東京、  
出版、  
...

東京、  
出版、

42



914.42-h-i



\*1200600676112\*

前果  
方丈記

914.42

九

乾元





216483

昭和十三年八月二十日印刷  
同年八月廿五日發行  
非賣品  
東京市目黒區駒場町八百六十一番地  
發行者 財團 育徳財團  
東京市淀橋區東大久保二丁目百十七番地  
右代表者 石黒文吉  
東京市渋谷區櫻丘町八十四番地  
印刷者 倉田實